

磯子区地域の居場所づくり支援補助金交付要綱

制 定 平成31年3月29日磯政第1020号（区長決裁）

最近改正 令和2年3月11日磯政第1062号（区長決裁）

（目的）

第1条 この要綱は、区民が主体となって地域で行う、空き家・空き店舗・住居の空き部屋等を活用した居場所づくりを支援することにより、身近な地域の課題解決を行っていくことを目的とする。

2 補助金の交付については、横浜市市民協働条例（平成24年6月横浜市条例34号。以下「条例」という。）、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月横浜市規則第139号。以下「補助金規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（用語の定義）

第2条 この要綱における用語の定義は、補助金規則に定めるもののほか、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 居場所 コミュニティサロン等による、多世代の交流、子育て支援、高齢者の生活支援などの地域を活性化する取組を行う場をいう。

（補助事業者等の範囲）

第3条 この要綱における補助事業者は、次に掲げる団体とする。

区民（在住・在勤・在学）を含む複数人で組織され、区民が自由に参加し、継続的に取組みを行っている団体

2 前項の補助事業者は、次の要件を満たすものとする。

- (1) 地域の活性化を目的としていること。
- (2) 空き家・空き店舗・住居の空き部屋等を活用すること。
- (3) 空き店舗の活用については、商店街の了解を得ること。
- (4) 近隣とのトラブルは、自らの責任において解決が図れること。
- (5) 子どもの居場所づくりについては、保護者、学校、関係機関等とのかかわりあいが図れること。
- (6) 関係法令を遵守できること。

（補助対象事業等）

第4条 補助金を交付する対象事業等は、原則として、区内の空き家・空き店舗・住居の空き部屋等を活用したコミュニティサロン等の交流事業、居場所事業等の地域を活性化する事業等であり、次の各号に該当するものとする。

- (1) 居場所となる施設について、本市で定める耐震基準に適合していること。
- (2) 居場所となる施設の所有者から、居場所づくり及び施設の改修等の同意が得られていること。

- 3 前項の規定にかかわらず、次に該当するものは対象外とする。
- (1) 営利目的又は特定の個人や団体のみが利益を受ける事業
 - (2) 政治活動又は宗教活動を目的とした事業
 - (3) 同一の事業で横浜市又は（社福）横浜市社会福祉協議会若しくは（社福）磯子区社会福祉協議会から補助を受けている事業
 - (4) この要綱に基づいて補助を受けたことがある事業

(補助対象経費)

第5条 この要綱による補助対象となる経費は、前条で定める事業を行うために必要な経費とし、次の各項に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるものとする。ただし、団体の親睦を目的とする経費、他団体への会費や寄付など直接事業に関わらない経費は除く。

- (1) 新規に居場所を開設し、事業を始めるとき
 - ア 施設の改修等に伴う、設計・改装・修繕その他の工事経費
 - イ 事業活動の実施に伴う経費のうち、「別表1」に掲げるもの
 - ウ 前2号の実施を前提とする予備調査等の経費
- (2) 既存の居場所で事業を行うとき
 - ア 利用者の安全性や利便性を確保するために必要な改修等に係る経費
 - イ その他、事業の実施にあたり区長が特に必要と認めた経費

(補助期間)

第6条 補助期間は単年度を原則とする。ただし、事業を継続する場合、前条第1号ア及びイに係る経費への補助期間は3年度を限度とする。

(補助金額)

第7条 補助金額及び上限額は、次の区分とし、上限補助率は第5条に規定する補助対象経費と認められる額のうち下表のとおりとする。

区分	事業内容	条件	補助額等	
1	新規に居場所を開設し、事業を始めるとき	1 第5条第1号アに規定する経費 (1) 3か年程度の活動継続	補助期間 (最大3年) のうち 1年	150万円（上限） 補助率 4分の3限度
		2 第5条第1号イに規定する経費 (1)事業計画書（第2号様式）の期間中の活動継続 (2)年間12回以上の居場所を利用した活動 ※ただし、事業開始が年度途中の場合は、初回活動月から年度末までの月数に1を乗じた回数	補助期間 (最大3年) のうち 3年	50万円（上限） 補助率 10分の9限度
2	区分1による事業開始のための予備調査等を行うとき	第5条第1号ウに規定する経費	1回に限り10万円（上限） 補助率 10分の9限度	
3	既存の居場所で事業を行うとき	1 第5条第2号に規定する経費 (1) 3か年程度の活動継続	補助期間 1年	30万円（上限） 補助率 10分の9限度

- 2 区分1において、同一年度に第5条第1号ア及びイに規定する経費への補助を申請した場合の補助上限額は合計150万円とし、かつ、表にて規定する各経費の上限額及び補助率を超えないものとする。
- 3 区分2の予備調査等は区分1に先立って実施されるもので、その結果を受けて実施する区分1の事業との重複を可とし、実施年限には含まないものとする。
- 4 経費への補助は、その結果にかかわらず執行分のみとし、残余が生じた場合は戻入する。

(補助金の交付申請)

第8条 補助金規則第5条第1項の規定による補助金交付申請書の提出期日は、区長が別に定める。

2 補助金規則第5条第1項の規定により補助金の交付を受けようとする者が区長に提出する書類は、磯子区地域の居場所づくり支援補助金交付申請書（第1号様式）を用いなければならない。

3 前項の申請書には、次の書類を添付しなければならない。

- (1) 事業計画書（第2号様式）
- (2) 収支予算書（第3号様式）
- (3) 規約、定款その他これらに類する書類
- (4) 会員名簿又は役員名簿
- (5) その他区長が必要と認める書類

4 補助金規則第5条第3項の規定により補助金交付申請書への記載を省略させることができる事項は、同規則第5条第1項第3号に規定する事項とし、添付を省略させることができる書類は、同規則第5条第2項第2号及び第4号に規定する書類とする。

(補助金交付決定通知)

第9条 区長は補助金交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助することが適當と認められた場合は、補助金規則第8条の規定による補助金の交付決定を、磯子区地域の居場所づくり支援補助金交付決定通知書（第4号様式）により行うものとする。

2 区長は審査の結果不適當と認める場合は、補助金規則第6条第3項の規定による補助金を交付しない旨の決定通知を、磯子区地域の居場所づくり支援補助金不交付決定通知書（第5号様式）により行うものとする。

(事業計画の変更)

第10条 補助金の交付決定通知を受けた補助事業者は、交付決定通知を受けた後に、事業計画の申請事項を変更しようとする場合は、速やかに、磯子区地域の居場所づくり支援補助金計画変更申請書（第6号様式）を区長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、変更の内容が軽微な場合には提出を省略することができる。

(申請の取下げの期日)

第11条 補助金規則第9条第1項の規定により区長が定める補助金交付申請の取下げの期日は、申請者が決定通知書の交付を受けた日から起算して10日目の日とする。

(実績報告)

第12条 補助金規則第14条第1項の規定により補助事業者等が区長への報告に用いる書類は、磯子区地域の居場所づくり支援補助金実績報告書（第7号様式）を用いなければならない。

2 前項の実績報告書には、次の書類を添付しなければならない。

- (1) 事業報告書（第8号様式）
- (2) 収支決算書（第9号様式）

- (3) 領収書等経費の支出を証する書類の写し
- 3 第1項に定める実績報告書は、当該年度の翌年度の4月30日までに提出しなければならない。
- 4 補助金規則第14条第4項の規定により実績報告書への添付を省略させることができる書類は、同規則第14条第1項第3号及び同条第3項第3号の書類とする。

(補助金額の確定通知)

第13条 区長は、補助金規則第15条の規定による補助金額の確定の通知を、磯子区地域の居場所づくり支援補助金確定通知書（第10号様式）により行うものとする。

(補助金交付の時期の例外)

第14条 補助金規則第17条の規定により区長が補助事業の完了前に補助金の全部又は一部を交付することができる場合は、補助事業者等の資金状況を勘案し、補助事業の完了前に補助金を交付しなければ補助事業を実施できないと認められる場合とする。

(補助金交付の請求)

第15条 補助金規則第18条第1項の規定による補助金の交付の請求は、磯子区地域の居場所づくり支援補助金交付請求書（第11号様式）により行わなければならない。

(財産の処分の制限)

第16条 補助金規則第25条に規定する財産の処分の制限がかからなくなるために必要な期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める減価償却資産の耐用年数の期間とする。

(関係書類の保存期間)

第17条 補助金規則第26条の規定により区長が定める関係書類の保存期間は5年とする。

(書類の閲覧)

第18条 補助事業者等及び区長は、第1号様式及びその添付書類、第4号様式、第5号様式、第7号様式、第8号様式並びに第9号様式を、条例第7条第4項の規定に基づき、一般の閲覧に供しなければならない。

- 2 第1項の閲覧を行う場所及び時間は次の表のとおりとする。

	補助事業者等	区長
閲覧場所	主たる事務所の所在地又は代表者の住所、その他補助事業者等が指定する場所	磯子区区政推進課
閲覧時間	補助事業者等が指定する時間	磯子区役所の事務取扱時間
閲覧期間	補助金の交付を受けた日から2年間とする。ただし、第7号様式、第8号様式及び第9号様式については、当該書類を提出した日から2年間とする。	

(委任)

第19条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、区長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 令和2年度の予算に係る補助金の交付の申請等の手続その他のこの要綱に施行のために必要な準備行為は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。

別表1（補助対象経費）

費目	内容
消耗品費	活動に伴う物品購入(1年未満の使用によってその性質若しくは形状を変じ、又はその全部若しくは一部を消耗するもの)
印刷費	文書、図書、広報用パンフレット・ポスター等の印刷代、写真の現像、書類の製本費など
通信運搬費	郵便料、電信料、運搬料
交通費	事業実施及び事業実施のための打合せに係る鉄道賃、車賃、駐車場代
材料費	事業の実施に必要な材料（食材料含む）
報償費	講師、協力者、指導者に対する謝礼
保険料	活動参加者に対するもの
使用料及び賃借料	施設、機材、乗物、家賃、水光熱費など
備品費	活動に伴う物品購入(その性質若しくは形状を変じることなく、1年以上使用可能なもの)
食糧費※	参加者・運営従事者の弁当・菓子及び飲料。ただし、酒類は対象外とする。
燃料費	暖房、炊事、車両等の燃料
委託料	団体では実施困難な業務を委託する経費。ただし、事業及び活動自体の委託は対象外とする。
その他	区長が特に必要と認めた経費

※ 食糧費は、補助対象経費と認められる額の10分の1以内とする。

第1号様式（第8条第2項）

年　月　日

(申請先)

横浜市磯子区長

申請者 団体名
所在地
代表者職・氏名

磯子区地域の居場所づくり支援補助金交付申請書

磯子区地域の居場所づくり支援補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

1 据付事業等の目的及び内容

2 交付申請額

¥_____ . ____

3 添付書類

- (1) 事業計画書（第2号様式）
- (2) 収支予算書（第3号様式）
- (3) 規約、定款その他これらに類する書類
- (4) 会員名簿または役員名簿

（注意）

申請者欄は、自署した場合は記名・押印を省略することができます。

団体名 _____

事業計画書

1 事業の趣旨 ・目的	
2 実施場所	
3 事業内容 ※活動の具体的内 容を記載してく ださい。 ※裏面にスケジュ ールを記載して ください。	
実 施 期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで
実 施 回 数	()回 ※補助期間内の実施回数

(裏面)

4 スケジュール 3か年の活動計画を記載してください。

団体名

收支予算書

1 収入額 _____ 円

2 支出額 _____ 円

3 差 引 _____ 円

4 内 訳

(1) 収入

(単位：円)

項目	金額	説明
合計		

(2) 支出

(単位：円)

項目	金額	説明
合計		

(注意)

- 1 3の差引には収入額から支出額を減じた額を記入してください。
- 2 説明欄には積算、内訳や具体的な内容等を記入してください。

第4号様式（第9条第1項）

磯政策
年　月　日

団体名
代表者名　　様

横浜市磯子区長　印

磯子区地域の居場所づくり支援補助金交付決定通知書

年　月　日に申請のありました磯子区地域の居場所づくり支援補助金について、次の条件を付して交付することと決定したので通知します。

1 交付決定金額

￥_____ . ____

2 交付時期

磯子区地域の居場所づくり支援事業補助金交付請求書（第11号様式）により、適正な請求を受けた日から30日以内に交付します。

3 交付条件

- (1) この補助金は、申請された空き家・空き店舗・住居の空き部屋等を活用した、地域課題解決の事業実施のために使用し、他の事業に流用しないでください。
- (2) 事業が終わり次第、事業報告書及び収支決算を提出してください。
- (3) 剰余金が生じたときは、速やかに返還してください。
- (4) 虚偽その他不正な手続で補助金の交付を受けたときや、磯子区地域の居場所づくり支援補助金交付要綱にて定める活動継続ができなかったとき、その他交付が不適当であると区長が判断した場合、交付した補助金の全額又は一部の返還を求めることがあります。
- (5) この補助金の使途について、必要があると認められるときは、調査を行うことがあります。
- (6) 申請した内容を変更しようとするときは、あらかじめ横浜市磯子区長（以下「区長」という。）の承認を受けてください。
- (7) 補助事業等を中止し、又は廃止する場合においては、あらかじめ区長の承認を受けてください。
- (8) 補助事業等が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となった場合においては、速やかに、区長に報告し、その指示を受けてください。
- (9) その他、補助金規則及び磯子区地域の居場所づくり支援補助金交付要綱の定めに従ってください。

担当

電話

第5号様式（第9条第2項）

磯政第 号

年 月 日

団体名

代表者名 様

横浜市磯子区長 (印)

磯子区地域の居場所づくり支援補助金不交付決定通知書

年 月 日に申請のありました磯子区地域の居場所づくり支援補助金については、交付しないことと決定したので通知します。

不交付の理由

担当
電話
ファクス

年　月　日

(申請先)

横浜市磯子区長

申請者 団体名
所在地
代表者職・氏名

磯子区地域の居場所づくり支援補助金事業計画変更申請書

年　月　日磯政第　　号により交付決定通知のありました磯子区地域の居場所づくり支援補助金に係る事業計画について、次のとおり変更したいので申請します。

1　変更の内容

2　変更時期

3　変更の理由

(注意)

申請者欄は、自署した場合は記名・押印を省略することができます。

第7号様式（第12条第1項）

年　月　日

(報告先)

横浜市磯子区長

報告者 団体名
所在地
代表者職・氏名

磯子区地域の居場所づくり支援補助金実績報告書

年　月　日磯政第　　号により補助金の交付決定通知がありました磯子区地域の居場所づくり支援補助金に係る補助事業等について、次のとおり報告します。

1 補助金の執行実績

(1) 補助金交付決定額 _____円
(2) 執行額 _____円
(3) 差額 _____円

2 添付書類

- (1) 事業報告書（第8号様式）
(2) 収支決算書（第9号様式）
(3) 領収書等経費の支出を証する書類の写し

(注意)

- 1 報告者欄は、自署した場合は記名・押印を省略することができます。
2 1(3)の差額は補助金交付額から補助金執行額を減じた額を記入してください。

団体名 _____

事業報告書

実施期間	年月日から 年月日まで
活動内容 (補助事業等の成果)	

団体名

収支決算書

1 収入額 _____ 円

2 支出額 _____ 円

3 差 引 _____ 円

4 内 訳

(1) 収入

(単位：円)

項目	金額	説明
合計		

(2) 支出

(単位：円)

項目	金額	説明
合計		

(注意)

- 1 3の差引には収入額から支出額を減じた額を記入してください。
- 2 説明欄には積算、内訳や具体的な内容等を記入してください。

磯政第 号

年 月 日

団体名

代表者名 様

横浜市磯子区長 (印)

磯子区地域の居場所づくり支援補助金確定通知書

年 月 日に実績報告のありました磯子区地域の居場所づくり支援補助金については、
次のとおり補助金額を確定したので通知します。

補助金確定額

¥ _____ . __

担当

電話

ファクス

年 月 日

横浜市磯子区長

請求者 団体名
所在地
代表者職・氏名

(印)

磯子区地域の居場所づくり支援補助金交付請求書

年 月 日 磯政第 号により交付決定通知のありました磯子区地域の居場所づくり支援補助金について、次のとおり請求します。

請求金額

¥ _____ . ____

(振込先)

(フリガナ)			
口座名義			
金融機関	銀行 信用金庫 信用組合 農協		支店
預金種別	普通 • 当座	口座番号	

(代表者名と口座名義が異なる場合は、記名・押印してください。)

磯子区地域の居場所づくり支援補助金を上記口座にお振り込みください。

代表者氏名

(印)